

～中小・小規模事業者の皆様～

準備は出来ていますか…？今からでも間に合う！～

# 電子帳簿保存法

受講  
無料

## 直前対策講習会

2022年1月1日の電子帳簿保存法改正により電子化要件が大きく緩和されると同時に、電子取引のデータ保存が義務化になりました。企業が対応すべき範囲は想像以上に広く、早急な対策が必要です。電子帳簿保存法とは関係がないと思っている企業でも、取引先からメール添付で送られてきた請求書のPDFファイルやWEBでのみ閲覧できる請求書・領収書データ、EDIシステムで授受されたデータなどは、必ず電子データで法令要件に従って管理することが必要となりました。そこで本講習会では、準備すべき事や電子取引の保存要件についての解説などを分かりやすく説明します。



講師

中島典子税理士事務所 代表

なかじま

のりこ

中島 典子 氏

税理士・社会保険労務士・CFP

ビジネス・ファイナンシャル教育（数字とマネーに強い！経営者・次世代リーダー育成）の専門家。大手外資系会計事務所等で国内・国際税務・相続業務等に携わる。知人のオーナー経営者の倒産現場を立て続けに目の当たりにし、経営数字力と早期財産形成の重要性を認識。独立後、税務・労務・金融・保険のプロフェッショナルとしてオーナー経営者を20年以上支援。現在、起業から税務・CF（キャッシュフロー）経営・資産形成・相続事業承継支援の他、マネーやインボイス制度、補助金・助成金等の執筆監修、企業研修、大学等での金融経済教育講師も務める。

### 主な講習内容

- ◎電子帳簿保存法とは？今なぜ、準備が必要か？
- ◎電子帳簿等保存・スキャナ保存・電子取引の違い
- ◎どう変わる？電子帳簿保存法改正とその影響
- ◎実務上のポイント・やっておくべき準備と対策
- ◎請求書の電子化から始める「経理DX」のすすめ

日時

令和5年 **10月25日(水)**  
13:30～15:30

会場

備前商工会館 4階 大ホール  
(備前市東片上230)

対象

中小・小規模事業者 (会員・非会員問わず)

定員

50名 (先着順にて締め切ります)

主催

公益社団法人 瀬戸法人会

申込方法

申込みフォームからお申込みいただくか、下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXでお申込みください。(10月18日(水) 締切)

問い合わせ先

(公社) 瀬戸法人会 TEL 0869-64-2885 FAX 0869-63-1200



申込みフォーム

10月25日(水)開催 「電子帳簿保存法直前対策講習会」受講申込書

(公社) 瀬戸法人会 行 FAX: 0869-63-1200

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
業種	製造 ・ 建設 ・ 卸売 ・ 小売 ・ サービス ・ 飲食 ・ その他 ※業種を○で囲んでください。		
受講者名			

※ご記入いただいた個人情報は主催者からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、講習会参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。